

完成検査の改善・合理化に向けた検討会 令和2年度 報告書(概要)

本報告書の背景

- 平成29年秋以降、複数の自動車メーカーにおいて、完成検査における不適切な取扱いが相次いで発覚したことを受け、国土交通省では、「適切な完成検査を確保するためのタスクフォース」を設置し、平成30年3月に検討結果をとりまとめた。
- 当該とりまとめにおいて、「技術進展等に対応した完成検査の改善・合理化の促進」が掲げられ、平成31年4月に本検討会を設置し、令和2年4月に中間とりまとめをとりまとめた。
- 中間とりまとめにおいて継続的な検討が必要とされた以下の事項について、本年度検討し、今般、以下のとおり報告書を取りまとめた。

1. 完成検査の自動化の導入促進

(1) 完成検査の自動化に係る政府の取り組み

成長戦略実行計画に基づき、完成検査の自動化に係る実証事業の結果をもとに、令和3年度内に制度改正の結論を得る必要がある。完成検査の自動化ガイドラインの策定及び今後の制度改正を踏まえ、自動車メーカーにおいて完成検査の自動化が順次導入されることが期待される。

(2) 完成検査の自動化ガイドライン

自動化の導入にあたり推奨される要件として、①判定精度の確保、②設備異常の検出及び自動停止、③検査結果の記録・分析、④管理責任者の選任及び管理要領の策定の4つの項目を掲げ、各々の項目について整理した「完成検査の自動化ガイドライン」を策定した。

2. 品質管理制度・手法の改善

(1) 型式指定制度の改正

中間とりまとめの結果を踏まえ、①ISO9001等の国際規格の活用範囲の見直し、②協定規則に基づく検査の実施の明確化、③検査結果の分析、④変更届出の簡素化等を措置する制度改正が令和2年10月に行われ、国際調和及び届出の簡素化の推進が図られた。

(2) 1958年協定の規定に基づく更なる検討

更なる国際調和の推進のため、本年度より製造の適合性に関する文書（COPステートメント）の発行及び活用に関する調査を開始した。今後、諸外国における実態を調査し、COPステートメントの発行及び活用状況について、引き続き検討する必要がある。

(3) 市場情報を活用した品質管理の精緻化

使用過程車から収集した走行データ等の市場情報は品質管理の精緻化に有効であり、今後一層の活用を推進することが望まれる。国は、メーカーの品質管理に対するリスク評価の評価項目として市場情報の活用状況を掲げ、その評価結果を踏まえた監査を実施することにより、品質管理の精緻化を促進することが求められる。

3. 監査の合理化

監査の合理化

監査頻度については、1958年協定を踏まえ、最低3年毎を確保しつつ、メーカーの品質管理に対するリスク評価を実施し、その評価結果に応じて頻度を変更するなど監査の合理化を推進する必要がある。また、監査の方式を現地立入りからリモートに完全に代替することは難しく、現行の現地監査は継続して行う必要がある。なお、現地監査を補完するリモート技術を活用した合理的な手法については、並行して引き続き検討する必要がある。